

令和四年法律第五十二号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条～第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条・第十五条）
- 第四章 難則（第十六条～第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのつとり、困難な問題を抱える女性への支援のための必要な施策を講ずる責務を有する。

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

国及び地方公共団体は、困難な問題を抱

つては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携

が図られるとともに、この法律に基づく支援を

行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十

六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する

事務所をいう）、児童相談所、児童福祉施設

（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう）、

保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策

の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び

職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年

法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介

機関をいう）、職業訓練機関、教育機関、都道

府県警察、日本司法支援センター（総合法律支

援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に

規定する日本司法支援センターをいう）、配偶

者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十

三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する

配偶者暴力相談支援センターをいう）、その他

の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮

しなければならない。

第六条 都道府県は、基本方針に即して、当該都

道府県における困難な問題を抱える女性への支

援のための施策の実施に関する基本的な計画

（以下「この条において「都道府県基本計画」と

いう。）を定めなければならない。

都道府県基本計画においては、次に掲げる事

項を定めるものとする。

第七条 都道府県は、基本方針及び都道府県基本計画等（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女

性への支援のための施策に関する基本的な方針

（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支

援等

(女性相談支援センター)

都道府県は、女性相談支援センターを設

置しなければならない。

第四章 難則

(第九条・第十五条)

（指定都市）

は、女性相談支援センタ

ーを設置することができる。

（指定都市）

は、女性相談支援センタ

には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに關し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十一条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八条項に規定する妊娠婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適當であると認めたときは、これらの人者を当該妊娠婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十二条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立つて相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

第三条 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入れさせて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るために医学的又は心理的援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の提供を受ける。この条において「関係機関等」というのは、第十二条第一項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援を受ける者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という)を組織するよう努めるものとする。

3 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)
第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問・巡回・居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見・相談その他支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)
第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第二百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれまでの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

四 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

(第四章 雜則)
(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関する国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自分がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

（民間の団体に対する援助）

への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限り）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

七 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

八 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

九 市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行つて当たつて、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行つて、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の

対象となる費用を除く。) の全部又は一部を補助することができる。

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものの限る)。

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十一条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいざれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいざれか遅い日

(検討)
第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利

を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定により公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)
第十一条 婦人補導院法は、廃止する。

第十二条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則 第六号抄 (令和四年六月一五日法律第六十六条の施行期日)

二 附則 第七条、第八条及び第十七条の規定 (附則第七条、第八条及び第十七条の施行期日)

三 附則 第八条 (附則第八条の施行期日)
四 附則 第九条 (附則第九条の施行期日)

五 附則 第十一条 (附則第十一条の施行期日)

六 附則 第十二条 (附則第十二条の施行期日)
七 附則 第十三条 (附則第十三条の施行期日)

置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和四年六月一七日法律第六十八条の施行期日)
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第五百九条の規定 公布の日
一 第五百九条の規定 公布の日